

(令和 8 年 5 月 2 5 日現在)

令和 8 年度 備前市外出支援タクシーチケット Q&A

令和 8 年 6 月～



Q 1. 交付要件は？

A 1. 備前市内に住所を有し、在宅で、どちらかの区分に該当する方。

●障がい者の方（障害区分）

- ・身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

●高齢者の方（高齢区分）

- ・要介護 1～5 の認定を受けている方

※ 重複した場合は高齢区分を優先します。

※ 以下の施設に入院、入所又は入居している場合は、在宅となりません。

病院又は診療所、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院

Q 2. 申請方法は？

A 2. 申請時において、それぞれの交付要件に該当している方が申請できます。なお、障害区分と高齢区分で重複した申請は出来ません。（高齢区分を優先します）。

上記要件が確認できるご本人の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳、介護保険被保険者証、マイナンバーカードなどをご持参のうえ、下記の窓口で手続きをお願いいたします。

申請様式は窓口にあります。ホームページからダウンロードもできます。

また、代理申請の場合は委任状の記入が必要です。ご本人の確認書類に加え、代理の方の確認のため、マイナンバーカードや運転免許証などの提示をお願いします。

Q 3. 申請交付の窓口は？

A 3. 備前市役所本庁（社会福祉課・介護福祉課）、総合支所（日生・吉永・三石）の窓口で手続きをお願いします。申請書はホームページからダウンロードもできます。

窓口申請後、確認ができましたら、その場でチケットを交付いたします。

Q 4. チケットの額は？

A 4. 1 枚 500 円を 72 枚、36,000 円分です。令和 8 年度分をまとめて交付します。

Q 5. 使用期限は？

A 5. チケットが使用できる期限は、令和 9 年 3 月 3 1 日までです。



Q 6. 紛失した場合、再交付はできますか？

A 6. 再交付は行いません。ただし、破損及び汚損した場合は、この限りではありません。

(裏面あり)

Q7. 使えるタクシー会社は？

A7. 下記の備前市内タクシー会社等でしか利用できませんのでご注意ください。

タクシー会社名	電話番号
香登タクシー（香登本）	0869-66-9041
(資)海王交通（穂浪）	0869-67-0021
日生交通(有)（日生）	0869-72-0205
(有)吉永タクシー（吉永中）	0869-84-4000
介護タクシー 竹ちゃん（日生）	090-8994-2395
介護タクシー 竹ちゃん Plus（日生）	080-1948-8989
介護・福祉タクシー 陽だまり（日生）	0869-92-4801
アイタクシー（片上）	090-9267-8369



Q8. 使用する時にすることは？

A8. 氏名欄へお名前と使用日を記入してください。

Q9. 1回の乗車につき、何枚使えますか？

A9. 枚数制限はありません。何枚でも使用できます。



Q10. お釣りは出ますか？

A10. 出ません。

Q11. 家族は同乗できますか？

A11. 交付要件(Q1)に該当する人が使用する際に、ご家族が同乗することはできます。
ただし、家族の方のみの使用はできません。

Q12. 市外の移動に利用できますか？

A12. 必ず、乗車または降車のどちらかが市内となるように使用してください。乗降車がともに市外の場合は使用できません。

Q13. デマンドタクシー等で使用できますか？

A13. デマンドタクシー、市営バス、定期船では使用できません。

Q14. 死亡や施設へ入所等の場合は？

A14. チケット交付後に条件を満たさなくなった場合は、交付を受けた窓口まで未使用チケットを返却してください。

Q15. 他人にチケットを譲渡することは？

A15. 交付を受けたチケットを譲渡したり、対象者以外の方が使用することは出来ません。
不正な手段によりチケット交付を受け使用した場合、未使用のチケットを返還していただくとともに使用済みのチケットに相当する額を請求させていただきます。